

一般社団法人 伊勢崎労働基準協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人伊勢崎労働基準協会（以下「この法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県伊勢崎市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、労働基準法及び関係法規の普及、一般労働条件の確保・改善、労働災害防止、健康確保等を図るため、必要な事業を行うことにより労働者の福祉の増進と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働基準法及び関係法令の調査研究並びに普及啓発、相談助言に関すること。
- (2) 労働災害防止及び労働衛生等に関する調査研究、情報・資料の収集・提供、普及啓発並びに相談助言に関すること。
- (3) 一般労働条件の確保・改善、労働災害防止及び労働衛生等に関する講習会、研修会、見学会、発表会、講演会、表彰等の開催に関すること。
- (4) 労働安全衛生法及び関係法令等に定める資格付与に関すること。
- (5) 労働者の福祉の向上に関すること。
- (6) 一般労働条件の確保・改善、労働災害防止及び労働衛生等の普及啓発のための図書等の販売に関すること。
- (7) 安全衛生法に定める健康診断に関すること。
- (8) 会報、資料等の配布及びキャンペーンによる広報活動に関すること。
- (9) 会員間の連絡及び調整に関すること。
- (10) 関係官庁との連絡及び関係諸団体との連絡提携に関すること。
- (11) その他この法人の目的達成に必要なこと。

第3章 会 員

(構成員)

第5条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して次条の規定により入会した個人又は法人・団体とする。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは当該総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員にその旨を通知しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該の個人会員が死亡又は法人・団体解散したとき。
- (2) 会費を継続して2年以上滞納したとき。
- (3) 総会員が同意したとき。

第4章 会 費

(会費)

第10条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 特別の費用を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他の抛出金品は返還しないものとする。

第5章 役 員

(役員の設定)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 10名以上15名以内
- (2) 監 事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、4名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項に規定する業務執行理事（理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。）とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事のうち1名は、会員以外から選任することができる。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故又は会長が欠けた時は業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、分担した業務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 監事は、理事の職務の執行を監査し法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 7 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 8 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 理事及び監事の再任は妨げない。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第17条 理事及び監事は、無報酬とする。

但し、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支

給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の損害賠償責任の免除)

第18条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1号の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第19条 この法人に、理事会の承認を得て顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第6章 会 議

(会議の種類)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会とする。

(会議の構成)

第21条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
3 理事会は、すべての理事で構成する。

第1節 総 会

(総会の開催)

第22条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3箇月以内に開催する。
3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(総会の招集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により会長が招集する。

- 2 会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第24条 総会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、総会において会員の中から選出する。

(総会の権限)

第25条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事（以下「役員」という）の選任及び解任
- (4) 役員の報酬等の額
- (5) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 事業の全部又は一部の譲渡
- (9) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議決権)

第26条 総会における議決権は、会員1名につき各1個とする。

(総会の決議)

第27条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議

決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、会員の半数以上であって、会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合は、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る時は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権)

第28条 総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に参入する。

- 2 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、前条の適用については、その会員は、総会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

第29条 理事又は会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

この場合においては、その手続きを第23条第1項の理事会において定めるものとし、第24条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

- 3 第1項の規定により作成した議事録は、事務所に10年間備え置かなければならない。

前条の規定により作成した総会の決議の省略の意思表示を記載した書面、第28条第2項に規定する委任状その他の代理権を証明する書面についても同様とする。

第2節 理事会

(理事会の招集及び議長)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 3 理事会の議長は、会長とし、会長に事故があるとき又は会長が欠けた時は、理事会において理事の中から選出する。

(理事会の決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。但し、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

- 3 理事、監事が理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 4 前項の規定は、第14条4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。但し、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

- 3 第1項の規定により作成した議事録は、事務所に10年間備え置かなければならない。
前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

(理事会の権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

第7章 専門部会

(専門部会)

第35条 この法人の第4条に規定する業務の運営を図るため次の専門部会をおく。

- (1) 総務部会
- (2) 安全部会
- (3) 衛生部会
- (4) 産業医部会

2 専門部会の構成は、次のとおりとする。

3 各専門部会は、部会長1人、副部会長2人以内、及び部会委員若干名を以て構成する。

4 部会長は部会を統括し、副部会長は部会長を補佐し、部会委員は部会長、副部会長と共に各部会の職務を執行する。

5 部会長、副部会長及び部会委員は、理事会で選任した者を会長が委嘱する。

6 部会委員の任期は第15条第1号の規定を準用し、再選を妨げない。

第8章 財産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号から第3号までの書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属報告書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くものとする。これらのうち公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。

3 定款及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(特定支出準備資金)

第39条 この法人の将来の収支の変動に備え、安定運営を図るため、総会の承認を得て、毎会計年度の剰余金を特定支出準備金として積み立てることができる。

2 この特定支出準備金の管理は、理事会が定める手続きにより、理事会の承認を得て、当該事業年度に必要に応じて支出することができる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分の制限)

第42条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告とする。

但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、群馬県内で発行される上毛新聞に掲載する方法により行う。

第11章 事務局その他

(事務局)

第45条 この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。

3 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て会長がこれを行う。

4 前各号に定めるもののほか、事務の内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この定款の執行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は須見清秀、副会長は六本木恒宏、萩原健次、金田充夫、星野勝宏、専務理事は湯本敏夫とする。

附 則

(実施の時期)

- 1・第30条（議事録）の改正規定は、令和元年5月28日から実施する。

伊勢崎市昭和町3919
伊勢崎商工会議所内
一般社団法人伊勢崎労働基準協会
代表理事 六本木 恒 宏